くらしネット kochi

令和7(2025)年度
第２号

定期購入に関するトラブルにご注意ください



事例①

定期購入「返品」だけでは解約になりません！

●ＳＮＳの広告を見てお試し商品の美容液を購入。
●その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。
●その後も請求書などは届いていたが無視していたら、法律事務所から請求について通知が届いた。



困ったときは
消費者ホットライン
「１８８」に
相談しましょう。

事例②

購入確定の前には解約方法もよく確認を！！

●ＳＮＳの動画を見て健康食品を注文したら定期購入だった。
●解約しようと電話をすると、ＳＮＳやメールで問い合わせるようにというガイダンスが流れるのみだった。
●ＳＮＳで解約の申し出をしたが、何度も同じことの繰り返しになり解約できない。



トラブルに遭わないために

◆１回だけのつもりで商品を注文したら**実は定期購入だった**というケースがあります。**商品を返送**したり、**受け取り拒否**したりしても、それだけでは**解約にはなりません。**
◆購入の際は、**解約条件や方法、事業者の連絡先、定期購入かどうか**などをよく確認しましょう。またこれらの記載は**スクリーンショットで必ず保存しましょう！**

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問い）



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまったちゃん

Q. ガソリンの価格ってどうやって決まっているの？？

①原油代
②税金
③精製・物流コスト
④販売店の利益



答えは次のページ ⇒

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは　全部！

なかでも、地域間の価格差は、③精製・物流コストと④販売店の利益によって生じるんだよ。

高知県の場合、以下の２点が価格決定に影響していると考えられています。
①岡山県や関西の製油所から海路で輸送することによる物流コストの高さ
②全国最下位水準と言われるガソリンスタンド１店舗当たりの販売量の少なさ（※）

※参考　１店舗当たり販売量813キロリットル／年（資源エネルギー庁「揮発油販売業者数及び給油所数の推移」（令和６年７月29日）及び石油連盟「都道府県別販売実績」（2023年度確報）より算出）

● 消費生活センター便り



高齢者の消費者トラブル増加中！



高齢者の消費者相談が増えており、中でも 70 歳以上の方の相談が増加しています。
悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、高齢者の年金や貯蓄などの大切な財産を狙います。
被害を防ぐには、周囲の人が、日ごろから高齢者の様子に気をつけるなどの見守りが大切です。

【相談事例】
「近くで屋根工事をしていたら、瓦が傷んでいるように見えたので点検したい。」と業者が訪問してきた。点検した後、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約できない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。



高齢者の消費者トラブルを防ぐため、地域での見守りを推進しています！
消費生活出前講座もご活用ください！
詳しくは HP をご覧ください。



見守り活動に参加してみませんか？
「高知県くらしのサポーター」
（ボランティア）募集！

地域や学校、職場へお伺いし、
消費生活に関する
「出前講座」行います！

●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン･･･局番なしの188（いやや）番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター☎088-824-0999

住　所	〒780-0935　高知市旭町３丁目115番地「ソーレ」2階
受付時間	日曜日～金曜日　9:00～16:45 ※日曜日も相談を受け付けています
休 所 日	土曜日・祝日・12/29～1/3
ホームページ	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/

県立消費生活センターから情報発信中！
インスタグラムもチェック⇒

